

令和4年2月4日

裾野市空家等専門家相談事業の活用状況

建設部まちづくり課

1. 要旨

令和2年度より、相談者から希望があった際に、法に基づき相談者の個人情報等を専門家団体へ情報提供をすることで、様々な事業提案が受けられる事業を行ってきた。

2. 実施状況（令和4年1月時点）

12件の情報提供をして、合計4件の事業が完了した。

実施状況	件数	備考
事業実施中	8件	-
事業終了	4件	完了3件、中止1件

3. 相談内容（令和4年1月時点）

計7名（県外居住者4名）から申し込みがあり、売却に関する相談が多かった。

相談者居住地	相談内容
裾野市	利用、売却
大阪府	利用、売却
神奈川県	売却
沼津市	売却
裾野市	解体
東京都	売却、草刈り
愛媛県	売却、解体、草刈り

4. 情報提供情報（令和4年1月時点）

合計12件の情報提供をした。全日本不動産協会への情報提供が6件と一番多かった。

専門家団体	情報提供数
静岡県行政書士会	0件
裾野市建設業協会	2件
裾野市建設業組合	1件
公益社団法人静岡県建築士会	1件
静岡県司法書士会	0件
公益社団法人裾野市シルバー人材センター	2件
裾野市森林組合	0件
公益社団法人全日本不動産協会静岡本部	6件
静岡県土地家屋調査士会	0件
静岡県弁護士会	0件
一般社団法人南富士山シティ	0件
合計	12件

裾野市空家等専門家相談事業のチラシ

裾野市空家等専門家相談事業

裾野市空家等専門家相談事業

空き家 の所有者または管理者のみなさまへ

空き家で困っていることはありませんか？

専門家団体から「事業提案」が受けられます

空き家の相談をしたいけれど、どこに頼んだらよいか判らない。信頼できる事業者を紹介してほしい。といった声に対応するため、裾野市では11の専門家団体と「空家等対策の推進に関する協定」を締結し、連携して対応しています。空き家で困っていること（相続・維持管理・処分など）について、専門家団体に相談を希望する場合は、市に申込書と同意書を提出してください。市が空き家の状況を確認したうえで、協定に基づき、希望する専門家団体に相談者の情報を提供します。専門家団体は、情報提供を受けた場合、相談者へ事業提案（見積書の提示等）を行います。

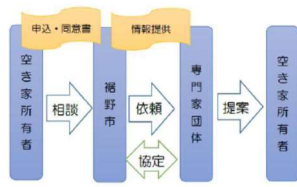
専門家団体と対応できる事業

団体名	対応できる事業
静岡県行政書士会	権利者調査、相続人調査、都市計画許可建築物の用途変更に必要な手続きの調査
裾野市建設業協会	耐震補強工事、リフォーム工事、解体工事
裾野市建設業組合	耐震補強工事、リフォーム工事、解体工事、草木の除却、樹木の伐採、消毒
(公社)静岡県建築士会	耐震補強工事、リフォーム工事、解体工事
静岡県司法書士会	相続手続き、相続財産管理人の選任、所有権移転登記
(公社)裾野市シルバー人材センター	草木の除却、消毒
裾野市森林組合	草木の除却、樹木の伐採、消毒
(公社)全日本不動産協会静岡県本部	土地・家屋の売買又は賃貸、インスペクション、管理委託、定住・移住に関する相談
静岡県土地家屋調査士会	土地の分筆・地目変更、建物の新築・増築・取壊等の登記手続、境界確定に関する測量・立会
静岡県弁護士会	相続手続き、相続財産管理人の選任
(一社)南富士山シティ	管理委託、定住・移住への活用に関する相談

裾野市は、上記の団体と「空家等対策の推進に関する協定」を締結しています（五十音順）

相談の流れ

- （1）専門家団体からの事業提案を希望する場合は、①申込書（様式第1号）および②同意書（参考様式）を、まちづくり課へ提出（FAX可）。
- （2）市は、空き家の状況を確認します。（再建築の可否や雑草の繁茂状態など）
- （3）市は、希望する専門家団体へ相談者の個人情報を提供します。
- （4）専門家団体は、相談者に対し、相談内容に応じた事業提案を行います。（費用が発生する場合は、見積書の提示等）



- ・市の確認結果により専門家団体へ情報提供できない場合もあります。
- ・専門家団体が提案する事業内容によっては、費用が発生することがあります。（費用が発生する場合は、あらかじめ専門家団体（会員）から見積書の提示等があります。）
- ・上記の事業に関する交渉・契約は、相談者と専門家団体（会員）との話し合いのもと行っていただけます。
- ・裾野市は交渉・契約について直接関与しません。契約に関するトラブル等が生じた場合は当事者間で解決をお願いします。

（問い合わせ・申し込み先）

〒410-1192 静岡県裾野市佐野 1059 番地 裾野市建設部まちづくり課 建築住宅係
電話：055-995-1856（直通） FAX：055-994-0272

